

プールのてびき



八王子市保健所 生活衛生課
環境衛生担当

〒192-0046 東京都八王子市明神町3-19-2
東京たま未来メッセ庁舎・会議室棟5階

電 話 042 (645) 5111 (代表)
042 (645) 5142 (直通)
ファックス 042 (644) 9100

～ はじめに～

プールとは・・・

八王子市プールの衛生管理等に関する条例において、容量50m³以上の貯水槽を設け、公衆に水泳又は水浴をさせる施設で、次の2つの施設を除いたものをいいます。

(1) 公衆浴場法第1条第1項に規定される公衆浴場。

(2) 学校教育法第1条・第124条・第134条第1項にそれぞれ規定される学校・専修学校・各種学校で、専ら当該学校の幼児、児童、生徒、学生を対象として水泳又は水浴をさせる施設（学校プール）。

※在校生以外の者に使用させる場合は許可が必要です。

プールを経営するには・・・

保健所長の許可が必要です。条例で規定する構造設備や公衆衛生及び安全を確保するための措置に適合させなければなりません。

～ 目 次 ～

プール経営許可について	経一 1
許可基準(構造設備基準)	経一 2
プールの各種申請・届出手続きについて	管一 5
関係機関一覧	管一 6

プール経営許可について

事前相談

プール本体や循環ろ過設備等の構造設備について、図面等を持参のうえ、ご相談ください。

申請手続き

許可申請手続きには、以下の書類が必要です。経営予定日より前に、余裕をもって申請してください。

施設の検査

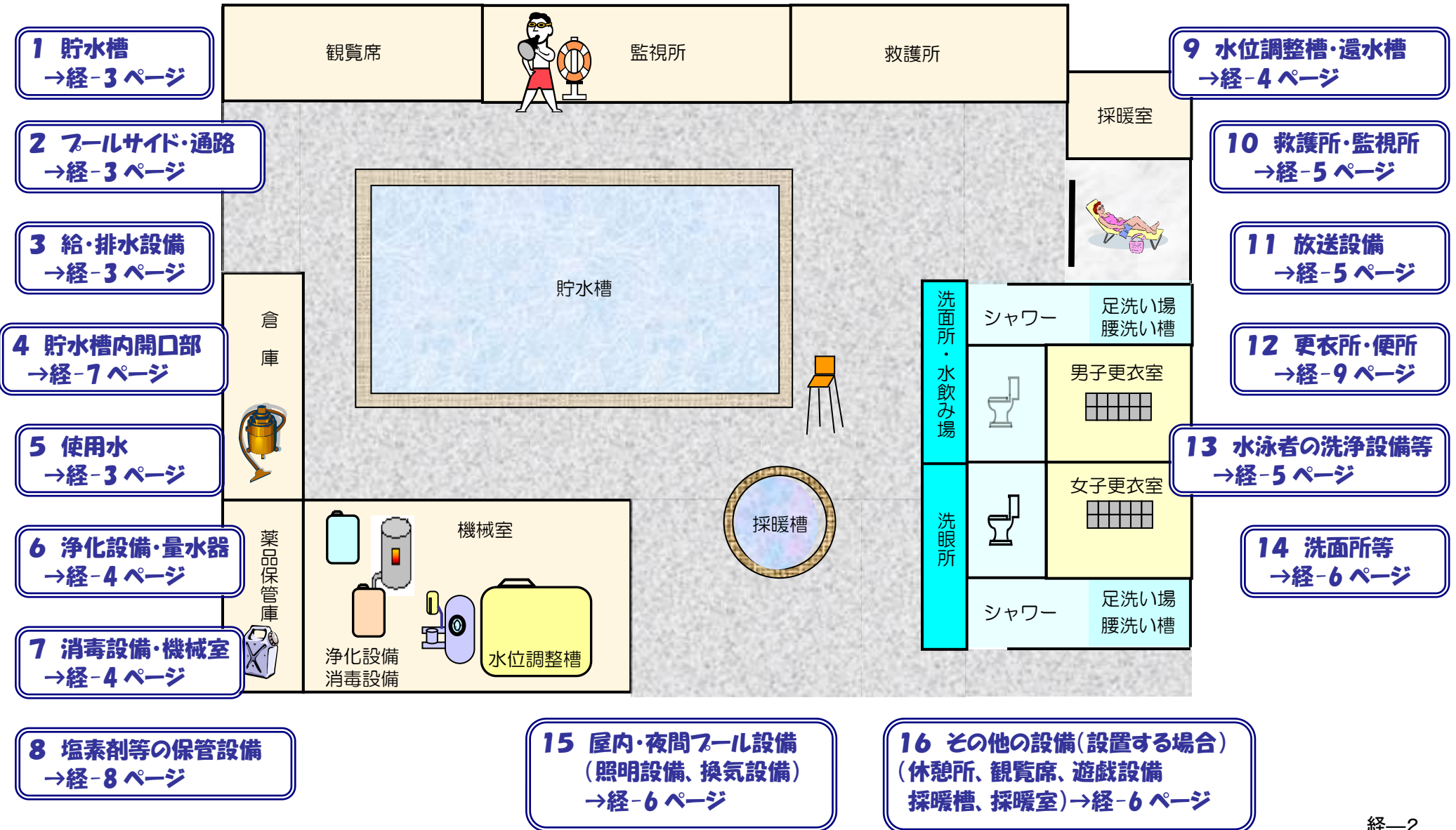
施設が完成したら、保健所の職員が、許可基準に適合しているか等について検査します。

許可

書類審査、施設検査で基準に適合していることが確認されると許可されます。許可されるまでは経営できません。

- プール等経営許可申請書
- プールの構造設備がわかる書類
 - ・ 施設周辺見取図
 - ・ 建物の配置図、平面図及び断面図
 - ・ 施設の構造設備概要書、使用機器の仕様書
 - ・ 給排水設備及び浄化設備の配置及び系統を明らかにした図面
 - ・ 循環水取入口及び貯水槽内の排水口の形状などを明らかにした図面
 - ・ 換気設備及び照明設備の配置及び系統を明らかにした図面
 - ・ 加温装置及び温水の循環経路等を明らかにした図面
 - ・ シャワー、洗面所、水飲み場及び洗眼所に水道水以外の水を使用する場合は、水質検査成績書
- 緊急連絡先一覧（2施設以上）、監視人名簿
- 申請手数料 16,900円
- 経営者が法人の場合・・・登記事項証明書（6か月以内）（**原本確認**）

許可基準(構造設備基準)



1 貯水槽

- 貯水槽は、不浸透性材料を用い、給排水及び清掃が容易にでき、かつ、周囲から汚水が流入しない構造とすること。【条3-2-1】
- オーバーフロー溝を設けること。【条3-2-1】
- オーバーフロー水をプール水として再利用する場合は、オーバーフロー水以外に排水等が混入しない構造とすること。【運用】
- 水泳者の見やすい場所に水深を明示すること。【条3-2-1】

2 プールサイド・通路

- プールサイドは、不浸透性材料を用い、水際の部分は、滑り止め構造とすること。【条3-2-2】
- プールサイドは、水泳者数に応じ、また、救急のための作業を妨げない十分な広さとすること。【別表第1-7】
 - 貯水槽の大きさ及び水泳者数等を考慮して、休憩時には水泳者全員が利用でき、かつ、救命措置を妨げない十分な広さを確保すること。【運用】
 - 緊急時に速やかな救命措置等ができるように貯水槽の全辺に配置すること。【運用】
- 通路は、不浸透性材料を用い、滑り止め構造とすること。【条3-2-3】
 - （プールサイド及び通路は、転倒等の事故防止のため、良好な水はけ等にも考慮した構造とすること。【運用】）

[] 内、根拠欄の見方
条例：八王子市プールの衛生管理等に関する条例
（条1-1-1とは、条例第1条第1項第1号のことをいう。）
別表：八王子市プールの衛生管理等に関する条例施行規則別表
運用：八王子市保健所による指導基準

3 給・排水設備

- 給水設備は、給水管にプール水（※）が逆流しないような構造とすること。【条3-2-4】
- 排水設備は、排水が短時間に行える能力を有すること。【条3-2-5】

※「プール水」とは

プール水とは、プールに設けられた公衆に水泳又は水浴をさせるための貯水槽に貯水されている水をいい、施設内にある、50m³未満の小規模プールや採暖槽などに貯水されている水も含まれます。



4 貯水槽内開口部 ⇒ 経-7 ページ

5 使用水

- シャワー、洗面所、水飲み場及び洗眼所には、飲用に適する水を使用すること【別表第2-9】
 - （飲用に適する水とは、水道法に規定する水道施設、八王子市小規模貯水槽水道等における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例に規定する貯水槽水道等又は八王子市飲用に供する井戸等の衛生管理指導要綱に規定する措置を講じている井戸等から供給される飲用水であって、かつ、飲用に供さない貯水槽等を經由しないものであること。【運用】）

6 浄化設備・量水器

- 貯水槽本体には、循環ろ過方式の浄化設備を設けること。【別表第1-8】
〔浄化設備については、1時間当たり貯水槽容量の6分の1以上の処理能力を有する設備を設けること。(運用)〕
- 新規補給水量及び循環水量を把握するため、専用の量水器を設けること。
【別表第1-9】
〔量水器は、原則として各貯水槽の循環系統ごとに設置すること。また、実際の水量を把握できるものであれば、流水計等に替えても差し支えないこと。(運用)〕

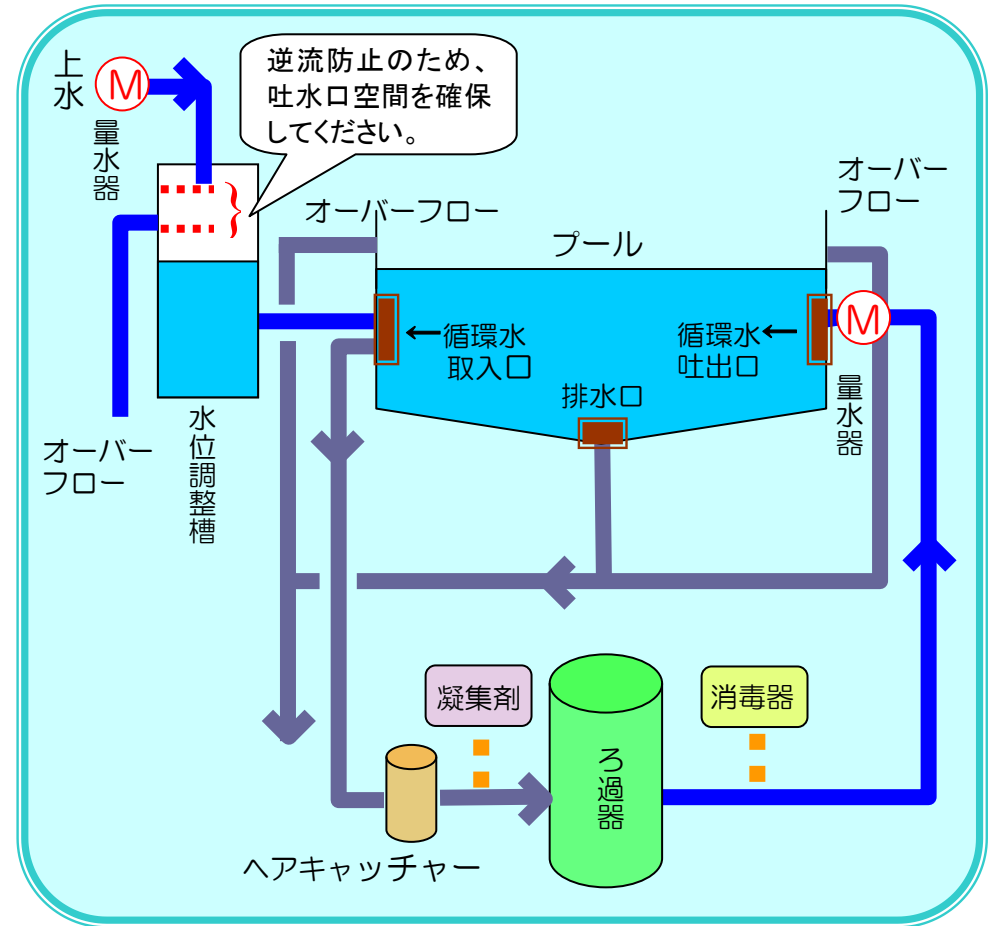
7 消毒設備・機械室

- 循環のための配管経路の途中に、プール水を消毒するための塩素剤、塩素又は二酸化塩素（以下「塩素剤等」という。）を連続注入する設備を設けること。【別表第1-10】
〔オゾン又は紫外線等の塩素剤等以外による消毒設備を設ける場合は、衛生と安全を確保できる構造とすること。なお、塩素剤等による消毒と必ず併用すること。(運用)〕
- 循環水の吐出口は、プール水中の遊離残留塩素濃度又は二酸化塩素濃度が均一になる位置に設けること。【別表第1-11】
- 機械室は、施錠ができる構造とすること。【別表第1-16】

8 消毒剤等の保管設備 ⇒ 経-8 ページ

9 水位調整槽・還水槽

- 貯水槽に接続される水位調整槽及び還水槽は、容易に清掃及び消毒ができる構造とすること。【別表第1-12】
〔飲料水用の貯水槽と同様に清掃及び点検が容易にでき、かつ、吐水口空間を確保する等の衛生的な構造とすること。(運用)〕



10 救護所・監視所

- 応急措置のできる設備を有する救護所を設けること。【条3-2-8】
- 救命浮輪、麻なわその他の適当な救命器具を備えた監視所を設けること。【条3-2-9】

「適当な救命器具」には、救命浮輪、麻なわ、自動体外式除細動器（AED）、搬送用担架、救急用セット（三角巾、絆創膏、包帯、ガーゼ、止血帯、ピンセット及び消毒薬等）、□対口人工呼吸用感染防止補助具、毛布等が想定されます。

- 監視所は、施設全体を見渡すことのできる場所及び位置に設けること。なお、ひとつの監視所で施設全体を見渡すことができない場合においては、監視所を複数設けること。【別表第 1-5】

- 貯水槽の水底を含め、施設の全体を見渡すことができる位置に設置すること。
- 事故発生時等に監視人が迅速に対応できる場所とすること。
- プール等の構造上死角が生じるおそれのある場合は、監視所を複数設置すること。（運用）

11 放送設備

- 緊急時等に水泳者、監視人その他関係者に連絡事項を確実に周知するため、施設に適した放送設備及び連絡設備を整備すること。

【別表第 1-6】

- 水泳者、監視人等に連絡及び指示事項を確実に周知するため、マイク及びスピーカーによる放送設備を整備すること。また、事故発生時等の連絡を円滑に行うために、双方向連絡が可能な通信機器を管理者、監視人等の各人に整備すること。（運用）

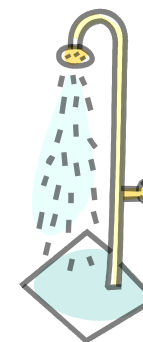
12 更衣所・便所 ⇒ 経-9 ページ

13 水泳者の洗淨設備等

- 水泳後又は水浴後に身体を清浄にするためのシャワーを適正な位置に設置すること。なお、屋内プールにあっては、当該シャワーには温水を使用すること。【別表第 1-1】
- プール水の汚染を防止するため、足洗い場及び腰洗い槽（以下「足洗い場等」という。）又はシャワーを更衣所及び便所から貯水槽に至る途中に設置すること。なお、当該シャワーは、温水を使用するなど、洗淨水の温度を適温とし、かつ、洗淨水を常時放水する機能、自動的に放水する機能又はこれらと同等の機能により水泳者が必ず全身を洗淨できるものとする。【別表第 1-1 3】

- シャワー、足洗い場等には、十分な排水能力を有するものを設けること。
- 循環給湯設備を用いる場合には、レジオネラ症防止対策の措置を講じること。（運用）

シャワーには、プール利用後の身体を清浄にする目的と、身体に付着した汚染物をプールに持ち込ませないための目的があります。



14 洗面所等

- 水泳者 50 人当たり 1 個の洗面水栓を備え付けた洗面所、水泳者 50 人当たり 1 個の飲用水栓を備え付けた水飲み場及び水泳者 50 人当たり 1 個の洗眼専用の洗眼器を備え付けた洗眼所を、利用に適する場所に設置すること。【別表第 1-2】
 - 洗面水栓と飲用水栓は、同一構造のものでも差し支えないが、洗眼器は専用のものを設置すること。ただし、洗面水栓、飲用水栓及び洗眼器は、それぞれ規則に定められた数を設置すること。
 - スイミングスクール等利用者が集中する時間帯が生じる施設は、規則に定められた数に加え、適宜設置数を増やすようにすること。【運用】

15 屋内・夜間プール設備

- 屋内プールには、十分に換気ができる設備を設けること。【別表第 1-15】
- 屋内プール及び夜間使用する屋外プールには、貯水槽の水面及びプールサイドの床面で、常時 100ルクス以上の照度を確保できる照明設備を設けること。【別表第 1-14】

観覧席、採暖室について

競技会やイベント等を見せるために観覧席を設ける場合は、興行場法の適用を受ける場合があります。また、採暖室は、使用形態によって、公衆浴場法の適用を受ける場合があります。詳しくは、保健所担当者に相談してください。

16 その他の設備

【休憩所】

- 休憩所を設ける場合は、プールサイドと区画し、飲食物等によるプールサイド及びプール水への汚染を防ぐ構造とすること。【別表第 1-17】
 - 〔水泳者の飲食等を伴わない一時休憩のためにいすをプールサイドに配置する程度のものについては、区画は必要としない。【運用】〕

【観覧席】

- 観覧席を設ける場合は、その出入口を水泳者用と区別し、かつ、プールサイドと、垣、さく等で区画すること。【別表第 1-18】

【遊戯設備】

- 遊戯設備を設ける場合は、危害防止上適切な構造のものを安全な場所に配置すること。【別表第 1-19】

ウォーターライダー等の設備については、飛び出し事故等の防止に配慮するとともに、建築確認機関等に相談してください。

【採暖槽等】

〔気泡浴槽その他のエアロソルを発生する設備又は採暖槽若しくは温水プールその他加温する設備を設ける場合は、レジオネラ症防止対策が必要であるため、容易に清掃及び消毒ができる構造とすること。【運用】〕

【採暖室】

〔採暖室を設ける場合は、衛生的な管理及び使用ができる構造とすること。【運用】〕



貯水槽内開口部の構造設備

貯水槽内開口部での、吸付き事故、吸込み事故を防ぐため、以下の対策が必要となります。

- 排水口及び循環水取入口には堅固な格子状のふた又は金網を設け、ネジ、ボルト等で固定をすること。【条例3-2-5】
- 排水口及び循環水取入口には、水泳者等の吸込みを防止するための金具を設けること。【条例3-2-5】
- 吐出口には、堅固な格子状のふた又は金網を設け、ネジ若しくはボルトによる固定又はこれらと同等以上の固定をすること。【条例3-2-6】

（強い陰圧による吸付き事故を防止する構造として、水泳者の身体により開口部を塞ぐことのない形状、面積とするなどの措置を講ずること。ただし、吸込み圧力の低下を図るため、循環水取入口を数多く設けて取入水量を分散しているなど、構造上吸付きが起こらないことが明らかである場合はこの限りではない。【運用】）

吸込み事故・吸付き事故の防止対策が必要な場所は？

循環ろ過装置及び流水プール用起流装置の取入口と吐出口、貯水槽内の排水口です。

循環水取入口と排水口で、格子状のふたや金網のほかに吸込み防止金具が必要な理由は？

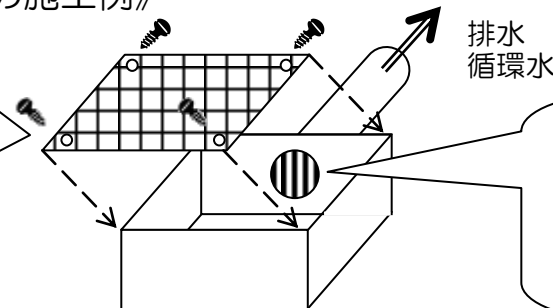
マス型の排水口や循環水取入口において、格子状のふたや金網が外れことによる吸込み事故が発生しているためです。

吐出口に吸い込まれることもありますか？

吐出口は、通常、陽圧となっていますが、ポンプ操作ミス等が原因で陰圧を生じ、水泳者が吸い込まれる事故が起きています。

《プール底にある排水口での施工例》

- 金網・格子状のふたをネジ・ボルト等で堅固に固定する。
- 腐食しにくい材質とする。



- 吸込み防止金具を設置する。
- 構造上吸込み事故の発生の危険性がないことが明らかである場合は、必ずしも設置する必要はない。

消毒剤等の保管設備

消毒剤等の不適切な管理による事故を防ぐため、以下の対策が必要となります。

- 塩素剤等及びその他の薬剤を安全かつ適正に保管するため、施錠可能な専用の保管施設を設けること。また、当該保管施設には、薬剤ごとに専用の保管設備を設けること。【別表第1-20】

- 薬剤保管施設は、遮光するなど薬剤の特性を踏まえた適正な保管ができる構造とすること。(運用)
- 保管設備に薬剤の名称を記載するとともに、色分けを行うなど、薬剤を明確に識別できる措置を講じること。また、薬剤保管容器についても同様とする。(運用)

【塩素剤による事故例】

(事例1)

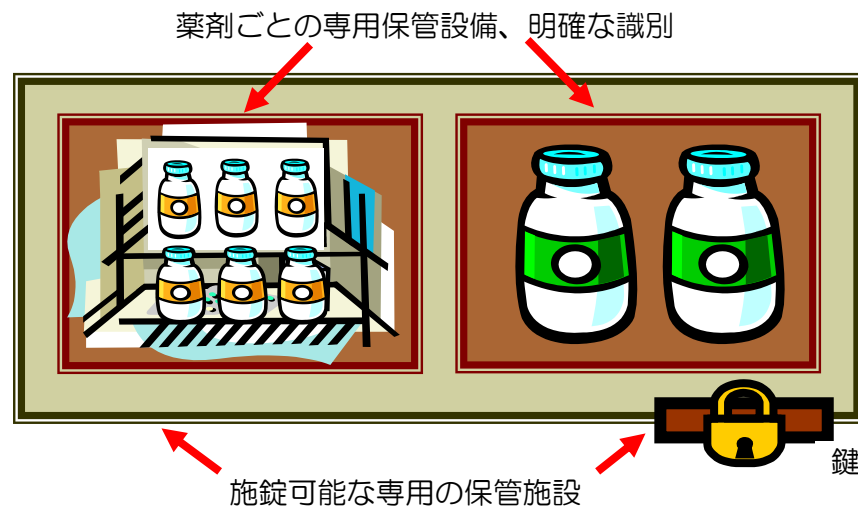
都内のスポーツクラブで、凝集剤（ポリ塩化ナトリウム）用タンクに、次亜塩素酸ナトリウムを誤って投入したために塩素ガスが発生。従業員と来客者がのどの痛みなどを訴えた。

(事例2)

某県の公立小学校で、塩素注入設備に塩素化イソシアヌル酸と誤って次亜塩素酸カルシウム（さらし粉）を投入し、塩素ガスが発生。驚いた教師が、ふたを閉めようとした際に破裂し、軽い怪我を負った。

(事例3)

都内の公立小学校で、ごみの入ったバケツから発火。バケツに捨てた次亜塩素酸カルシウム（さらし粉）が発熱し、近くのごみが燃え出したものと考えられた。



【薬剤保管のポイント】

- 異なる種類の薬剤を接触、混合させないこと
- 薬剤の識別を明瞭にすること
- 水に濡れないこと
- 直射日光が当たらないこと
- 高温にならないこと

関係者以外の者が薬剤に触れないよう保管場所の入口や戸棚などは、必ず施錠して下さい。

更衣所・便所の構造設備

更衣所及び便所には、以下の構造設備が必要です。

- 男子用及び女子用の更衣所及び便所を設け、外部から見通すことのできないような構造とすること。【条3-2-7】
- 更衣所には、利用者の衣服等を安全かつ衛生的に保管できる設備を設けること。【別表第1-4】
- 便所には、男子用として60人に1個、女子用として40人に1個の割合の便器を設け、男子用便器5個ごとに男子用大便器1個を設けること。なお、便所の構造は水洗式とし、床は不浸透性材料を用いること。【別表第1-3】

男子用便器は定員60人以内ごとに1個、男子用大便器は定員300人以内ごとに1個です。したがって、男女共用の施設における最小の便器数は、男子用小便器1個、男子用大便器1個及び女子用1個となります。

水泳者の定員は、どのようにして算出しますか？

原則として、更衣所のロッカー等の数を基に算出します。トレーニングジム等が併設されているなどの場合は、利用実態等を基に算出してください。

男子用大便器を男子用便器として算定できますか？

差し支えありません。

男子用便所及び女子用便所と入口を別にする身体障害者用個室便所は、どのように取り扱いますか？

男女共用として、男子用便器数又は女子用便器数に加算して差し支えありません。ただし、男女共用の身体障害者等の利用を目的とした便所のみで男子又は女子用便所とすることはできません。

【便器の数の算出例】

	男子用	女子用
便器の数	60人に1個の割合	40人に1個の割合
大便器の数	便器5個ごとに1個	の便器

【定員530人（男子350人、女子180人の場合）】

男子用便器数 : $350 \div 60 = 5.8 \Rightarrow 6$ 個以上

男子用大便器数 : $6 \div 5 = 1.2 \Rightarrow 2$ 個以上

女子用便器数 : $180 \div 40 = 4.5 \Rightarrow 5$ 個以上

男子又は女子専用の施設、大勢の幼児の使用する施設では、利用形態に合わせ、利用者の使用に支障のない構造に配慮してください。



プールの各種申請・届出手続きについて

～下記のような場合には申請や届出が必要になりますので、事前に保健所に相談して下さい～

■ 新規経営許可申請 《条例 第3条第1項》

- 新しくプールを経営する。
- 経営者の変更。
- 施設を移転する。
- 施設を大規模に増改築する。

必要書類

* 「経営許可について（経-1ページ）」をご覧ください。

■ 変更届 《条例施行規則 第9条第1項》

- 施設の名称を変更した。
 - 経営者の住所が変更となった。
 - 法人の名称・所在地・代表者を変更となった。
 - 施設を増改築した。構造を変更した。……など
- ※ 増改築や構造を変更するときは、事前に保健所に相談して下さい。
※ 変更後、速やかに届出をしてください。

必要書類

* 変更届
* 変更した内容のわかる書類
[登記事項証明書（発行後6か月以内）や施設設備図面等]

■ 再開届 《条例施行規則 第9条第2項》

- プールを休止した後に再開する。

■ 廃止届 《条例施行規則 第9条第2項》

- プールを廃止した。 ※ 廃止後、速やかに届出をしてください。

■ 承継届 《条例 第5条第2項》

- 譲渡により営業者が事業を承継した。（事業譲渡）
 - 経営者（個人）が死亡し、相続をした。（相続）
 - 経営者（法人）を合併、または分割により承継した。（合併・分割）
- ※ 相続、承継した後、遅滞なく（60日程度）届出をしてください。

必要書類

* プール等承継届

添付書類

（事業譲渡）

- * 営業の譲渡が行われたことを証明する書類
- * 登記事項証明書（届出者が法人の場合、届出者の証明書）

（相続）

- * 戸籍謄本（被相続人及び相続人全員の関係がわかるもの）
- * 相続人全員の同意書（相続人が2人以上の場合）
[相続人の範囲：法定相続人]

（合併・分割）

- * 登記事項証明書（合併又は分割登記後）

■ 疾病・事故発生届 《条例施行規則 別表第2-11》

- プールに起因する疾病・事故が発生した。
- ※ 規模にかかわらず、速やかに届出をしてください。

ご不明な点は、保健所までお問い合わせしてください。

関係機関一覧

建物の建築(建築確認等)について	建築基準法・東京都建築安全条例等	
○八王子市 まちなみ整備部 建築指導課 審査担当		☎ 042-620-7264
○民間の建築確認検査機関		
○東京都 都市整備局市街地建築部 建築指導課 (都庁第二本庁舎3階)		☎ 03-5388-3372
用途地域について	都市計画法	
○八王子市 都市計画部 都市計画課		☎ 042-620-7302
消防(消防設備の設置、維持ならびに検査、少量危険物等の貯蔵及び取扱い等)について	消防法等	
○所管の消防署		
井戸、地下水、温泉の揚水・利用について	環境確保条例・温泉法等	
	担当機関	連絡先
・井戸の設置・揚水量報告等	○八王子市環境部 環境保全課 環境改善担当	☎ 042-620-7255
・地下水の揚水・利用について ・温泉法(掘削、動力設置)に関する事	○東京都環境局 自然環境部 水環境課 (都庁第二本庁舎9階)	☎ 03-5388-3496
・温泉法(温泉水利用)に関する事	○八王子市保健所 生活衛生課 環境衛生担当	☎ 042-645-5142

	担当機関	連絡先
排水を公共下水道に放流する料金について	○八王子市 水循環部 下水道課 負担金・使用料担当	☎ 042-620-7290
排水を公共下水道以外に放流する場合 (水質汚濁防止法にかかわる相談・届出等)	○八王子市 環境部 環境保全課 環境改善担当	☎ 042-620-7255
浄化槽を設置する場合	○八王子市 水循環部 水再生施設課	☎ 042-656-2282